

## 前橋駅前けやき並木通り周辺地区 オープンカフェ事業実施要項

### 1 目的

前橋市のアーバンデザイン策定による魅力ある街の将来像を具現化するべく、前橋駅北口けやき並木通りの優れた景観を活かした道路空間の活用により、魅力ある都市空間の創出及びにぎわいの創出のため、公益財団法人前橋市まちづくり公社（以下「公社」という。）が実施するオープンカフェ事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

### 2 実施内容

イス、テーブル、パラソル等を活用し、飲食提供を目的としたオープンカフェ並びにけやき並木通り通行者を対象としたキッチンカー等による食事・休憩施設を提供するものとする。

### 3 実施区域

(1) JR 前橋駅北口けやき並木通り西側（主要地方道前橋停車場線西側歩道部分 前橋市道 01-169 号線交差点から 01-176 号線交差点までの間）の歩道上。

(2) 前橋駅北口ロータリー周辺部（前橋市市道歩道部分及び前橋市市有地内）

※詳細場所は別図参照

※(2)は7月より実施予定

### 4 実施期間

本事業の実施期間は令和3年5月17日～令和3年10月31日までとする。ただし、同実施期間及び同区域内において他イベント等が予定される場合は、当該イベント実施者と事前の協議により実施の可否、時間、方法等を決定することとする。

### 5 出店可能時間

下記、出店可能時間内で、出店事業者（店舗）の営業日、営業時間とする。

・店舗前オープンテラス 11:00～22:00

・キッチンカー等 9:00～18:00

## 6 出店条件

〈店舗前オープンテラス〉

- ・上記実施区域内において、歩道に面するレストラン、喫茶店等を営むもの。  
〈キッチンカー等〉
- ・本事業の目的達成に向け、けやき並木通りの活性化に寄与できる、食品衛生法第52条第1項の規定による許可を受けている事業者及び自動車営業の許可を得ている事業者。

## 7 出店の申込

出店者は、出店申込書【様式第1号】に、次に掲げる書類を添付し、公社に提出するものとする。

- (1) オープンカフェ事業運用基準兼同意書
- (2) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく許可証の写し

## 8 許可基準等

出店者は、本事業の実施にあたり、本要項並びに「前橋駅前けやき並木通りオープンカフェ事業運用基準兼同意書」を遵守しなければならない。

## 9 出店等の承諾

公社は、本事業への出店の申し込みがあった場合において、当該事業の安全かつ円滑な運営に支障がないと認めるときは、当該申込をした出店者に対し、出店承諾書【様式第2号】を交付する。

## 10 事業の停止等

公社は、オープンカフェ等への出店者に対し、悪天候や事故等による公衆への危害を防止するために必要があると認めるときは、事業の中止及び食事施設等の撤去等の措置を命ずることができる。

## 11 助言または指導等

公社は、当該事業の安全かつ円滑な運営のために必要があると認めるときは、出店者等に対し、必要な助言をし、または指導することができる。

## 12 承諾の取消

公社は、出店者等が次の各号に該当するときは、出店の承諾を取り消すことができる。

- (1) 出店の要件に掲げる許可等の取り消しまたは禁停止を受けたとき
- (2) 虚偽の申し込みをしたとき
- (3) 出店等の承諾の際に付した条件に違反したとき
- (4) 事業の停止等の措置の命令に従わないとき
- (5) 助言または指導に従わないとき
- (6) 出店料の納付がなかったとき

### 1.3 出店料

出店者は、出店する日の前日までに、所定の出店料を公社に納付しなければならない。なお、出店日前日が休日(土、日、祝日)の場合は公社の前営業日(平日)に納付するものとする。

金額	歩道に面する レストラン等 の出店	月額	2,000 円
	占有区域内での キッチンカー等 による出店	1 台 一日あたり	1,000 円
内容	(1) 道路占用料 (2) 道路使用許可申請料 (3) 運営手数料等		

注)「歩道に面するレストラン等の出店」において利用日が1月に満たない場合は日割り計算とする。

### 1.4 キャンセルによる出店料の取り扱い

出店のキャンセルによる出店料の返金は、原則、出店当日が雨天や荒天時の場合等を除き認められないものとする。なお、雨天時等において、出店キャンセルする場合は、出店料はそのままで別の日程に振り替えることができるものとする。

### 1.5 使用設備

オープンカフェ実施に伴うテーブル、イス、パラソル等の設置備品は、**出店**

者で設置するものとする。なお、設置備品は、原則、景観やイメージ統一のため、公社が指定する設備を使用するものとするが、事前に公社から許可を得た場合はこの限りではない。

## 1.6 損害賠償

公社は、火災、盗難及びその他の事故により、出店者及びオープンカフェ利用者に損害が生じた場合でも、故意または過失でない限りその責を負わないものとする。また、出店者の故意または過失により、道路及び構築物、テーブル、イス等の貸し出し設備を損傷、汚損等により損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。